

# 日本プロオーケストラファンクラブ協議会会則

制定 平成18年11月11日設立会議承認

## 第1章 名称

第1条 本会は、日本プロオーケストラファンクラブ協議会と称し、事務局を札幌市東区北12条東1丁目4-13有限会社ビーシーコム内に置く。

## 第2章 目的

第2条 本会は、我が国のプロオーケストラが発展して我が国の音楽文化の中核を担い続けることを期待し、その支援を目指すと共に、会員ファンクラブ（以下「単体」と称す）の親睦と交流を図り、よって国民が広くプロオーケストラの存在意義を認識してくれるよう活動することを目的とする。

第3条 前条の目的達成のため、以下の活動を行う。

- (1) 単体相互の会報等情報の交換。
- (2) 単体間の親睦・交流。
- (3) 国、地方公共団体への音楽文化発展のための政策提言。
- (4) 国、地方公共団体へのプロオーケストラ振興のための要請。
- (5) 全国のオーケストラを聴くツアーの開催。
- (6) プロオーケストラ支援のための各種活動。
- (7) 演奏家と市民の掛け橋となる各種活動。
- (8) その他目的達成のために必要と思われる活動。

## 第3章 会員

第4条 本会の会員となる要件は以下の通りとし、1オーケストラにつき1ファンクラブのみが会員登録できるものとする。

- (1) 広義のプロオーケストラのファンクラブであること。
- (2) オーケストラの設置団体から公認されている、又はそれに準ずるクラブであること。

## 第4章 役員

第5条 本会に次の役員をおき、その任期は4年とする。再任はこれを妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 2名
- (4) 監事 2名
- (5) 幹事長 1名
- (6) 幹事 若干名

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は、この会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はこれを代理する。
- (3) 監事は、本会の会計を監査する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を処理する。

(5) 幹事長は、本会の行う活動の企画運営の責任を負う。

(6) 幹事は、幹事長の指示のもと、本会の活動の企画立案を行う。

第7条 会長、副会長、監事の選任は運営委員会で行い、直近の総会に報告するものとする。他の役員は会長が委嘱する。

#### 第5章 顧問

第8条 本会に顧問をおくことができる。

第9条 顧問は、本会の活動に有意義な助言を与えうる人格識見に優れた人物を、運営委員会が推薦し、会長が推戴する。

#### 第6章 運営委員会

第10条 本会運営に関する議決機関として運営委員会を置く。運営委員会は会長が主宰し、必要に応じて会長が招集する。運営委員会の運営は、幹事長が行う。

第11条 運営委員会は、役員を選任、活動計画、予算・決算等、本会の運営に関する事項の審議決定を行う。

第12条 運営委員会は、第5条に定める役員及び各単体で選任する各3名の委員で構成する。

#### 第7章 総会

第13条 総会は不定期とし、運営委員会の判断によって開催する。

第14条 総会は、各単体から人数の制限なく出席を認め、運営委員会から会務の報告を行う。

#### 第8章 会計

第15条 本会の運営は、会費その他の収入によって行う。ただし、会計に関する定めは、当面運営委員会での審議にゆだねる。そのため、運営委員会での決定があるまでの期間は、第5条の役員のうち会計と監事は選任しないこととする。

#### 第9章 附則

第16条 本会則は、運営委員会の決定によって、改正することができる。

第17条 本会則は、平成18年11月11日より施行する。

## 会則案についての補足説明

この会則案はあくまでも暫定的なものです。本格的にこの協議会を始動させるには、今後様々な協議が必要になると思います。今回、この案を一応の会則として決めていただきたいと思いますが、本格的に会則が定まるには、各単体同士で協議し合い、3～5年を要するものと考えています。

以下、案についての補足的な説明を列記致します。

- ・第1章

事務局の所在は、当面の運営は札幌くらぶが担わざるを得まいということを考えて、暫定的に札幌くらぶ副会長西川が代表を務める会社事務所といたしました。

- ・第3章

性格をはっきりさせるため、規制致しました。

- ・第4章

今回は、他の章で触れますように会費を定めない等のことがあります。一応会則の体をなすようにいたしました。会長につきましては、札幌くらぶ会長の上田文雄（札幌市長）、副会長につきましては、参加各単体の会長、幹事長につきましては、札幌くらぶ副会長西川吉武を提案させていただくつもりです。ご検討ください。

- ・第5章

ご意見を頂きたいところですが、各単体の音楽監督・常任指揮者・単体推薦の方等を考えております。

- ・第6章

会の性格上、常に参加単体の代表者が集まった協議は不可能だと思います。また、総会とはいかなるものを指すのか、ということも今の時点では想定出来ません。そのため、当面の会の意志決定機関としてこのような便法を取らざるを得ないのではないかと考えました。これを実質的な総会とみなし、ここ数年の間で、参加単体本拠地で持ち回りで運営委員会を開催し、会則の内容を詰めていきたいと思っております。

- ・第8章

会の組織そのものが未成熟ですので、会費の論議にまでは至らないと思います。当面は運営をまかせることをご了承いただけるなら、札幌くらぶが通信費等の負担をし、会が本格的に発足してから整備したい事項と考えています。